

# 型式試験等手数料

一般社団法人 GLI® Japan

## ◇ 型式試験手数料

型式試験手数料は、都道府県警察関係手数料条例により定められています。

2013年4月1日改定

型式試験を受けようとする遊技機の区分	型式試験手数料
1 ぱちんこ遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 442, 000円
イ アに掲げるもの以外のもの	445, 000円
(2) 特定装置が設けられているもの( (1) に掲げるものを除く。)	
ア マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 135, 000円
イ アに掲げるもの以外のもの	445, 000円
(3) (1) 又は (2) に掲げるもの以外のもの	345, 000円
2 回胴式遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 628, 000円
(2) (1) に掲げるもの以外のもの	486, 000円
3 アレンジボール遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 155, 000円
(2) (1) に掲げるもの以外のもの	489, 000円
4 じゃん球遊技機の型式について型式試験を受けようとする場合	
(1) マイクロプロセッサを内蔵するもの	1, 154, 000円
(2) (1) に掲げるもの以外のもの	488, 000円

注意：手数料は消費税額を含んだ価格です。

◇ 謄本交付手数料

謄本交付手数料は、一般社団法人GLI Japanの試験事務規程により定められています。

2020年4月1日制定

ぱちんこ遊技機、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、 じゃん球遊技機の型式について謄本の交付を受けようとする場合	謄本交付手数料
1 遊技機規則第7条第2項第6号に規定する書類が含まれる場合であって、謄本の枚数が150枚以下のとき（枚数を日本産業規格A4の用紙の大きさ相当で換算し、全ての用紙をモノクロ印刷で行ったとき）	4, 140円
2 枚数が150枚を超えるとき	1枚につき10円を、カラー印刷を行うときは1枚につき25円を加算した額とする。
3 遊技機規則第7条第2項第6号に規定する書類が含まれない場合	550円

注意：手数料は消費税額を含んだ価格です。

## 手数料振込先

一般社団法人 GLI® Japan

型式試験手数料及び型式試験結果書謄本交付手数料の振込口座は以下のとおりです。

三井住友銀行（0009） 本店営業部（200） 普通 3032639

口座名義 一般社団法人GLI Japan